

地域づくり支援事業費補助金交付要綱

平成 23 年 12 月 12 日

国国地第 65 号

(通則)

第 1 条 地域づくり支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号）、地域づくり支援事業制度要綱（平成 23 年国国地第 64 号。）及びその他関係通達の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 補助金は、東日本大震災の復興・再生に資するため、中間支援組織に対して東日本大震災の復興に向けたコーディネート活動等の事業に必要な補助を行うことにより、被災地において低下している行政サービスの代行・補完活動及びその他の復興支援活動を促進し、もって被災地域の復旧・復興と適切な国土管理に資することを目的とする。

(補助金交付の対象)

第 3 条 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、復興に向けたコーディネート活動等の事業の実施に必要な経費の一部を予算の範囲内で補助事業者へ交付するものとする。補助対象経費の内容、経費の配分及び補助率は別表のとおりとする。

(補助金交付の申請)

第 4 条 中間支援組織は、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第 1 による補助金交付申請書を大臣あてに申請することとし、東北地方整備局長に提出しなければならない。

2 東北地方整備局長は、補助事業に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適當なものがないかどうか等を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、別記様式第 2 の進達書に中間支援組織よりの前項の申請書を添え大臣に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第5条 大臣は、前条の規定による申請書の進達があったときは、交付の決定を行い、東北地方整備局長はその決定を受け、別記様式第3により補助金の交付を申請した中間支援組織に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、補助金の執行の適正化を図る上で必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第6条 前条の通知を受けた中間支援組織は、適正化法第9条第1項の規定により、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条の通知を受けた日から起算して15日以内に別記様式第4による申出書を、第4条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出しなければならない。

(計画の変更の承認等)

第7条 補助事業者は、次の各号の一に該当する行為をしようとするときには、あらかじめ、別記様式第5による申請書を、第4条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出し、大臣に申請してその承認を受けなければならない。

一 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし軽微な変更は除く。

二 補助事業の一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、補助事業のすべてを中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記様式第6による申請書を、第4条の補助金交付の申請手続きに準じて提出し、大臣の承認を受けなければならない。

3 東北地方整備局長は、第4条の補助金交付の申請の手続きに準じて、別記様式第7による進達書を提出しなければならない。

4 大臣は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ決定の内容を変更し、又は条件を付加することができる。

5 東北地方整備局長は、大臣により前項の変更等を行った場合は、別記様式第8により補助対象事業者に通知するものとする。

(状況の報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、東北地方整備局長の指示があったときは、速やかに別記様式第9による状況報告書を東北地方整備局長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が補助事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して速やかに東北地方整備局長に提出しなければならない。

(実績の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業が完了した日（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日。）から起算して30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第10による実績報告書を東北地方整備局長に提出しなければならない。

2 東北地方整備局長は、前項の実績報告書を受領したときは、別記様式第11により大臣に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 東北地方整備局長は、前条の報告を受けた場合には、前条の報告書等の書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条に基づく承認をした場合は、その承認を受けた内容）及びこれに付した条件に適合すると認めて補助金の額の確定をするときは別記様式第12により確定通知書を補助事業者に交付し、補助金の額の確定後別記様式第13により大臣に報告しなければならない。

2 東北地方整備局長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の額の返還を別記様式14により命ずるものとし、前項に併せ別記様式13により大臣に報告しなければならない。

3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払い)

第11条 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払又は精算払を受けようとするときは、別記様式15による概算払い請求書又は精算払請求書を国土交通大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 大臣は、第7条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部もしくは一部を取消し、又は変更することができる。

一 補助事業者が補助金の交付決定の内容、適正化法施行令若しくは本要綱その他法令又はこれらに基づく大臣若しくは東北地方整備局長の処分若しくは指示に違反した場合

- 二 補助事業者が、補助金交付の条件に違反した場合
 - 三 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 四 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行った場合
 - 五 その他補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 東北地方整備局長は、大臣により前項の取消を行った場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を別記様式16により命ずるものとし、別記様式17により大臣に報告しなければならない。
- 3 東北地方整備局長は、第1項第1号から第4号までのいずれかに該当することにより、補助金の返還を命ずる場合においては、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第3項を準用する。

(補助金の経理)

第13条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。

別表

補助事業の内容	経費の配分	補助率
地域づくり支援事業	被災地復興に資する専門的な知見を有する人材を講師として活用する場合の講師に対する報酬、コーディネーター及び補助員に対する賃金、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び貸借料、旅費	定額

別記様式第 1

文 書 番 号
平成 年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

中間支援組織の代表者 印

地域づくり支援事業費補助金交付申請書

下記により地域づくり支援の事業を実施したいので、地域づくり支援事業費補助金交付要綱（平成 23 年 12 月 12 日国国地第 65 号）第 4 条の規定により、補助金

_____ 円の交付を申請します。

記

1 事業の名称

2 事業の概要

3 事業開始（予定）日 平成 年 月 日

4 事業完了予定日 平成 年 月 日

5 収支予算

(1) 収 入

・ 国庫補助金 _____ 千円

・ その他 _____ 千円

(2) 支 出

・ 事業費 _____ 千円

6 添付書類

(1) 定款又は寄付行為（写）

(2) 直近 3 年間の事業報告及び決算報告（又は事業計画及び収支予算）

(3) 補助事業の実施計画

(4) 補助事業者から国に対する誓約書

(5) コーディネーター及び補助員から補助事業者に対する誓約書

(中間支援組織名)

事業費積算内訳

費目	金額	積算内訳
	千円	

(注) 適用した積算基準類を添付すること。ただし、国が定めた基準類を準用する場合には、その名称を記載すること可。

別記様式第 2

文 書 番 号
平成 年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

東北地方整備局長 印

地域づくり支援事業費補助金交付申請進達書

地域づくり支援事業費補助金について、別紙のとおり補助金の交付申請があり、その内容を審査したところ適正と認められるので、交付決定されたく進達します。

(備考) 本様式に次表をあわせたものが進達書である。

番号	補助事業者名	事業名	補助金額 (千円)	補助申請番号 日付

別記様式第 3

文書番号
平成 年 月 日

中間支援組織の代表者 殿

国土交通大臣

地域づくり支援事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号で申請のあった地域づくり支援事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第 8 条の規定により通知する。

記

平成 年 月 日

- 1 補助金の対象となる事業（以下「事業」という。）は、地域づくり支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 3 条に規定する事業である。
- 2 補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

補助金の額 金 円

- 3 事業に係る実績報告は、交付要綱第 9 条に定めるところにより行わなければならない。
- 4 この交付の決定の内容に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 〇〇年〇〇月〇〇日とする。

別記様式第 4

番 号
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

中間支援組織の代表者 印

地域づくり支援事業費補助金交付申請取下申出書

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請した地域づくり支援事業費補助金に係る交付の申請を、下記の理由により取り下げたいので、地域づくり支援事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により申し出します。

記

国 土 交 通 大 臣 殿

中間支援組織の代表者 印

地域づくり支援事業費補助金計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け国国地第 号により補助金の交付決定の通知があった地域づくり支援事業費補助金に係る計画を、下記の通り変更したいので、地域づくり支援事業費補助金交付要綱（平成 23 年 12 月 12 日国国地第 65 号）第 7 条第 1 項の規定により、承認方を申請します。

記

1 事業の名称

2 事業の概要

3 事業開始（予定）日

平成 年 月 日

4 事業完了予定日

平成 年 月 日

5 収支予算

(1) 収 入

	(千円)
・ 国庫補助金	_____	千円
・ その他	(千円)
	_____	千円

(2) 支 出

	(千円)
・ 事業費	_____	千円

6 添付書類

(1) 補助事業の実施計画

(2) コーディネーター及び補助員から補助事業者に対する誓約書

(中間支援組織名)

事業費積算内訳

費 目	金 額	積算内訳
	千円	

(注) 事業内容に変更がなければ、2 事業の概要 は省略しても可。

(注) 変更箇所の記入については、変更前を変更後の上段にカッコ書で併記すること。

別記様式第 6

文 書 番 号
平成 年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

中間支援組織の代表者 印

地域づくり支援事業費補助金中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け国国地第 号により補助金の交付決定の通知があった地域づくり支援事業費補助金に係る事業を、下記のとおり中止（廃止）したいので、地域づくり支援事業費補助金交付要綱（平成 23 年 12 月 12 日国国地第 65 号）第 7 条第 2 項の規定により、承認方を申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止（廃止）後の措置

別記様式第 8

文 書 番 号
平成 年 月 日

中間支援組織の代表者 殿

国 土 交 通 大 臣

地域づくり支援事業費補助金交付決定変更通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定の変更申請のあった地域づくり支援事業費補助金については、地域づくり支援事業費補助金交付要綱第 7 条第 4 項の規定により、下記のとおり交付の決定を変更したので通知する。

記

補助金の額

交付決定変更額	金	円
交付 決定 済額	金	円
増 減 額	金	円

別記様式第 9

文 書 番 号
平成 年 月 日

東北地方整備局長 殿

中間支援組織の代表者 印

地域づくり支援事業費補助金遂行状況報告書

平成 年 月 日付け国国地第 号により補助金の交付決定の通知があった事業の実績について、地域づくり支援事業費補助金交付要綱（平成 23 年 12 月 12 日国国地第 65 号）第 8 条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の成果の概要
 - (1) 事業の概要
 - (2) 事業の成果の概要（中間報告）
- 3 事業開始年月日 平成 年 月 日
- 4 事業完了予定日 平成 年 月 日

(中間支援組織名)

5 収支決算

(単位:円)

区分		金額	備考
収 入	国庫補助金		
	その他		
	計		
支 出 (費目毎に記載のこと)			

別記様式第 10

文 書 番 号
平成 年 月 日

東北地方整備局長 殿

中間支援組織の代表者 印

地域づくり支援事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け国国地第 号により補助金の交付決定の通知があった事業の実績について、地域づくり支援事業費補助金交付要綱（平成23年12月12日国国地第65号）第9条の規定により、実績報告書を付して下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の成果の概要
 - (1) 事業の概要
 - (2) 事業の成果の概要
- 3 事業開始年月日 平成 年 月 日
- 4 事業完了予定日 平成 年 月 日
- 5 添付資料 事業成果報告書 1部

(中間支援組織名)

5 収支決算

(単位:円)

区分		金額	備考
収入	国庫補助金		
	その他		
	計		
支出 (費目毎に記載のこと)			

別記様式第 11

文 書 番 号
平成 年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

東北地方整備局長 印

地域づくり支援事業費補助金実績報告書の受理について

地域づくり支援事業費補助金について、補助事業の実績報告書を受理したので実績報告書写を添えて報告します。

別記様式第 12

文 書 番 号
平成 年 月 日

中間支援組織の代表者 殿

東北地方整備局長 印

地域づくり支援事業費補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け で実績報告のあった地域づくり支援事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 15 条の規定により、下記のとおり確定したので通知する。

記

- 1 交付決定補助金額
- 2 交付済補助金額
- 3 確定補助金額

別記様式第 13

文書番号
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

東北地方整備局長 印

補助金の額の確定（等）について

標記について、別紙補助金確定通知書写のとおり補助金の額を確定したので報告します。
（なお、上記確定に伴い既に交付した国庫補助金超過額に対しては、別紙返還命令書写のとおり返還を命じたので併せて報告します。）

別記様式第 14

文 書 番 号
平成 年 月 日

中間支援組織の代表者 殿

東北地方整備局長 印

地域づくり支援事業費補助金返還命令書

平成 年 月 日付け で補助金の額を確定した標記事業国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 18 条 2 項の規定により、下記の通り、返還を命ずる。

記

- 1 返還金額
- 2 返還期限

別記様式第 15

文 書 番 号
平成 年 月 日

官 署 支 出 官
国土交通大臣官房会計課長 殿

中間支援組織の代表者 印

地域づくり支援事業費補助金概算払（精算払）請求書

平成 年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定の通知があった地域
づくり支援事業費補助金について、下記により金 円を概算払（精算払）によって交付
されたく請求します。

記

1 請求の内容

区分	事業費	国庫補助額	既受領額		今回受領額		残額	事業完了 予定日	備考
			金額	出来高	金額	月 日 まで 出来高			
			円	%	円	%	年度内 出来高	年 月 日	
合計									

2 事業完了予定日 平成 年 月 日

振込銀行	支店名	預金区分	口座番号	口座名義人

(注)

1. 事業費は補助対象事業の総額を記入すること。
2. 国庫補助金は、国庫補助総額を記入すること。
3. 予定出来高の％は、整数で記入すること。
4. 交付決定額が変更された場合、備考欄に変更年月日等を記入し既受領額がある場合には、出来高を変更後の既受領額に見合う％に修正し、それぞれ記入すること。
5. 請求額は予定出来高以内とすること。
6. 上記予定額の積算にあたっては、事業進捗状況、出来高明細等の基礎資料により勘案し積算すること。
※概算払いにおいては、概算払請求書に積算内訳等の資料を添付すること。
7. 精算払請求書については、今回請求額、残額、事業完了の各欄中の「予定」を抹消すること。

別記様式第 16

文 書 番 号
平成 年 月 日

中間支援組織の代表者 殿

東北地方整備局長 印

地域づくり支援事業費補助金返還命令書

平成 年 月 日付け 第 号で交付の決定を通知した標記事業国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 18 条 1 項の規定により、下記の通り、返還を命ずる。

記

- 1 返還金額
- 2 返還期限

別記様式第 17

文書番号
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

東北地方整備局長 印

補助金返還命令について

平成 年 月 日付第 号で交付の決定を通知した標記事業国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 18 条 1 項の規定により、別紙返還命令書写のとおり返還を命じたので報告します。